

長与町農業委員会議事録

令和7年7月29日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えてます。

長与町農業委員会

令和7年7月農業委員会総会

1. 日時 令和7年7月29日（火） 9時30分から11時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（11名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴	8番 池田 八千代
	9番 山口 和幸	10番 柿本 透	11番 山口 多美子
	12番 山中 庄八郎		

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（7名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	7番 谷口 勝久
8番 尾崎 勝文		

5. 農地利用最適化推進委員 欠席（1名） 6番 吉川 直行

6. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	9番 山口 和幸	10番 柿本 透
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について		
第4	第1号報告 農地転用専決処分について		

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒木 啓二
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局

始めに、7月13日（日）に渡邊 章三委員がご逝去されました。渡邊さんは長きに渡つて農業委員を務められ、長与町の農業行政発展にご尽力されてきました、渡邊さんのこれまでのご貢献に感謝を申し上げたいと思います。

また、欠員の補充については、現在、町ホームページで募集をかけている所です。今後9月議会の同意を経まして、10月から新しい農業委員の方を委嘱する予定としています。

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっています。

本日は、委員全員の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人中7人の出席でございます。

本日の欠席者は、吉川 直行推進委員です。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和7年7月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。9番 山口 和幸 委員、10番 柿本 透 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が2件。

第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議が1件。

報告事項は 農地転用専決処分の報告が3件。

及び行事報告を予定しております。

では、日程第2提出された議案の審議に入ります。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。

従いまして、○○委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

(○○委員 退席後)

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご参照ください。

1枚目現況写真を掲載しています。

1件目です。整理番号 8

申請地 長与町斎藤郷（地番）

地目 畑

面積 182 m²

農地区分は、農用地区域 内です。

申請者は、

使用貸人が、長与町岡郷（地番） （氏名）

使用借人が、長与町斎藤郷（地番） （氏名）

申請目的は、使用貸借権の設定です。

期間は令和7年8月1日から令和10年7月31日までの3年間で、新規の契約となります。

備考欄に記載のとおり、使用借人は申請地 182 m²のうち 75 m²を借用し、野菜を栽培します。自家消費程度であり、出荷・販売等は予定していません。

耕作地は、388 m²、労働力は1人です。市街化調整区域となります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の上側に（施設名）がございます。（施設名）の東側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。

なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。
以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 谷口 勝久 推進委員

推進委員

7番

7月15日午前9時30分から、水谷会長、事務局2名と私の4名で現地確認をしました。（使用貸人）の土地を（使用借人）が3年間借りるという事です。（使用借人）は5月にも、隣の田を借りており、しっかり管理されているので何の問題もないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

（意見・質問なし）

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

（挙手を確認 議長に報告）

挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、許可することに決定いたします。
退席されていた ○○委員の入室を事務局から伝えてください。

(○○委員 着席後)

○○委員に申し上げます。

議題となりました、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、許可することに決定しました。続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。4ページをお開きください。資料につきましてはNo.2をご参照ください。現況写真を掲載しています。

整理番号 9

申請地 長与町斎藤郷（地番）

地目 畑

面積 113 m²、以下3筆。3筆合計 189 m²です。

農地区分は、斎藤郷（地番） の1筆が、農用地区域内で、その他2筆が、農用地区域外となっています。

申請者は、

譲渡人が、長崎市（地番） （氏名）

譲受人が、長与町岡郷（地番） （氏名）

申請目的は、贈与による所有権移転です。

譲受人と譲渡人はご兄弟の関係になります。

備考欄に記載のとおり、申請地周辺は譲渡人と譲受人名義の小さな土地が密集しており、これを合筆するために、名義を譲受人に統一する必要があるため申請を行います。合筆後は再度分筆して譲渡人に畠として返還する予定です。

耕作地は、11,101 m²、労働力は2人です。市街化調整区域 となります。

土地の所在を説明します。5ページをご覧ください。

図面の左側に（施設名）がございます。（施設名）の東側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。

なお、農地の正確な形状等につきましては、6ページで確認いただければと思います。

以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 谷口 勝久 推進委員

推進委員
7番 7月15日午前9時30分から、水谷会長、事務局2名、私と（譲受人）の5名で現地確認をしました。土地の境界が複雑なため、一度合筆・整理して（譲渡人）に再度譲渡するそうです。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていたので、許可することに決定いたします。
続いて、第2号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について」の審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について説明いたします。第2号議案の3ページをお開きください。

整理番号12

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町高田郷 (地番)

権利対象の土地は、

岡郷 (地番)

地目 畑

面積 3,687 m² 以下2筆。2筆合計 4,016 m² です。

権利の種類は 使用貸借で、具体的な作物名は 果樹です。

期間は、令和7年10月10日から令和17年10月9日までの10年間です。

新規の契約となります。

10月からの契約期間となっていますが、これは中間管理機構の事務処理期間の変更によるものです。これまでであれば、例えば本日29日に総会での意見審議を行い、8月10日までに中間管理機構に提出して、そこから1か月で正式な許可がおりて、9月10日開始と

いう流れでした。これが8月から変更があり、総会での意見審議後の翌月末までに中間管理機構に提出することとなり、翌月末からさらに1か月かかるため、今後は、総会の翌々々月が契約開始月となります。

土地の所在を説明します。4ページをご覧ください。

図面の上に（事業所名）がございます。（事業所名）の南側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。なお、当該農地につきましては、前回3月に確認をしていただきましたので現地確認は省略しております。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、3月に現地確認を行っています。推進委員さんお願いします。

尾崎 勝文 推進委員

推進委員 8番 先ほど説明がありましたが、3月の総会で承認を得ていますので問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。11番 山口 多美子 農業委員

11番 3月17日に現地確認をしていましたが、雑木等が生えていたので荒廃農地の解消になりますが、若い方の力はすごいなと感心しました。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、異議がないことに決定いたします。

これから、報告事項にうつります。農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。農地転用専決処分の報告です。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。

1件目と3件目は、椿林土地区画整理事業にかかる転用の届出、2件目は高田南土地区画整理事業にかかる転用の届出になりますのでまとめて報告いたします。報告事項の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.3をご覧ください。計画図と現況写真です。売買による所有権移転となります。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(会社名) 大阪市北区(地番)

譲渡人は、(会社名) 福岡市博多区(地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畑です。

高田郷(地番)

面積 649 m²

椿林土地区画整理事業の街区としては記載のとおり

(街区番号)、面積 169.5 m²

3. 申請日 令和7年6月23日

4. 専決処分の日 令和7年6月24日

次のページをお開きください。2件目です。資料につきましてはNo.4をご覧ください。

仮換地指定図と現況写真です。売買による所有権移転となります。

1. 当事者の氏名・住所。

譲受人は、(会社名) 長崎市(地番)

譲渡人は、(氏名) 長与町高田郷(地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は2筆で、登記地目は畑です。

高田郷(地番)

面積 25 m²以下 2筆。2筆合計 195 m²です。

椿林土地区画整理事業の街区としては記載のとおり

(街区番号)、面積 15 m²以下 2区画。2区画合計 115 m²です

3. 申請日 令和7年7月11日

4. 専決処分の日 令和7年7月15日

続いて次のページをお開きください。3件目です。資料につきましてはNo.5をご覧ください。計画図と現況写真です。売買による所有権移転となります。

1. 当事者の氏名・住所。

譲受人は、(氏名)・(氏名) 諫早市(地番)

譲渡人は、(氏名) 長与町高田郷(地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。

高田郷（地番）

面積 419 m²

椿林土地区画整理事業の街区としては記載のとおり

（街区番号）、面積 56.53 m² です

3. 申請日 令和7年7月14日

4. 専決処分の日 令和7年7月15日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和7年7月29日

長与町農業委員会 事務局長 荒木 啓二 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありました、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

以上で、報告事項を終わります。これから、行事報告にうつります。事務局から説明をお願いします。

(令和7年7月行事報告)

最後に、8月の日程について事務局からお願いします。

事務局

8月の日程ですが、総会を25日（月）の午前9時30分からはいかがでしょうか。

(異議なし)

議長

これを持ちまして、本日の総会を終了致します。